

第5回別海町新型コロナウイルス感染症対策本部会議（令和3年度第2回）会議要旨

日 時：令和3年8月26日（木）午後4時00分～午後5時00分

場 所：庁議室

参 加 者：町長、副町長、教育長、総務部長、福祉部長、産業振興部長、建設水道部長、教育部長
議会事務局長、会計管理者、農業委員会事務局長、総務部次長、別海消防署長（オブザーバー）
保健課長（事務局）、防災交通課長（事務局）、防災交通担当主査（事務局） 計16名

1 開 会

[町長]

- ・国の緊急事態宣言発令を受け、町としてどのような対策を講じるべきか事前に協議をする。

2 議 事

（1）緊急事態宣言発令に伴う町の対応について（施設の取扱等）

[教育部長]

- ・管内各市町における直近の施設の対応状況について説明あり。
- ・現時点で、道教育局から学校や部活動に対する詳細な通知は届いていないが、これまでのまん延防止等重点措置における対応と大きな変化はないのではないかと見込んでいる。
- ・教育委員会内部での協議では、町内のワクチン接種状況や、この間、感染対策を講じて施設運営してきている中で感染者が発生している状況もないことから、今回の緊急事態宣言下では、施設を閉館せず、継続して開館をしていく方針である。ただし、学校開放事業は休止とする。

[総務部長]

- ・地域会館については、これまでの緊急事態宣言やまん延防止等重点措置中、そして現在の使用状況そのものも自粛傾向にあることを踏まえ、感染防止対策を徹底する中で、現状のまま開館を継続する方針である。

[産業振興部長]

- ・産業振興部所管の施設についても、総務、教育委員会同様、原則、施設は開館を継続する方針である。
- ・ただし、酪農工場の乳加工体験施設、農漁村加工体験施設については、食品製造工場という位置付けから、閉鎖したいと考えている。
- ・ふるさと交流館については、20時までの時短営業とサウナの使用中止を考えている。

[町長]

- ・今回の緊急事態宣言では、原則、施設の開館は継続する。ただし、利用する側、利用させる側ともに、感染防止対策を徹底する。できる限り町民の方たちのストレスを溜めず、健康を維持するため、施設を開放する考えで進める。
- ・一部施設の利用制限については、週明け8/30（月）からとするが、状況に応じて各所管部局で調整をしてほしい。

[町長]

- ・もう一点、町民の方以外の施設利用について、各委員の意見を聞かせてほしい。

[教育長]

- ・町民以外の施設利用は当面控えていただき、状況によっては、施設への張り紙などで町的意思を示すことは重要ではないかと考える。

[教育長]

- ・教育長から、他町の社会教育施設、体育施設等の取扱いに関する考え方や状況について、聞取りした内容の報告あり。

[副町長]

- ・管理人等がない施設では、町民以外の利用を止めることはできないが、町の姿勢として示すことは大事である。

[町長]

- ・全ての施設利用者がどこから来たかを把握することはできないが、利用者の良識ある判断を信じ、その中で、町民以外の施設利用を控えていただくため、張り紙などで町の姿勢を示すこととする。

3 その他

- ・特になし。

4 閉 会

以 上